

(別記様式10 状況報告書)

元 浪 企 第 1 0 6 号
令和元年5月10日

経済産業大臣 殿

浪江町長 吉田 数博



福島再生加速化交付金（原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業）（基金）状況
報告書

上記について、福島再生加速化交付金（原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業）（基金）
交付要綱（経済産業省）の規定により関係書類を添えて提出します。

1 基金保管実績

(単位：円)

基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	年度末保管額 (A+B-C)
預金	16,716,893,651	105,645	4,847,136,000	11,869,863,296
合計	16,716,893,651	105,645	4,847,136,000	11,869,863,296

(注) 初年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とする。

2 基金運用実績

(単位：円)

基金の保有区分	運用益			合計額
	前年度まで	当該年度	翌年度以降（見込）	
預金	13,651	105,645	118,698	237,994
合計	13,651	105,645	118,698	237,994

(注) 当該年度以降の運用益については、見込額を記載すること。

(添付書類)

- 1 地方公共団体の基金条例
- 2 歳入歳出決算（見込）書抄本

○浪江町帰還環境整備交付金基金条例

(平成 27 年 6 月 23 日条例第 27 号)

改正 平成 28 年 3 月 31 日条例第 17 号

(設置)

第 1 条 福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）第 34 条第 1 項に規定する帰還環境整備交付金事業等の実施に要する資金として同条第 3 項に規定する帰還環境整備交付金を積み立てるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条第 1 項の規定に基づき、浪江町帰還環境整備交付金基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳出予算で定めるところによる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条の帰還環境整備交付金事業等の経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成 33 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計の歳入歳出予算に計上し、国庫に返納するものとする。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行する。

地方公共団体歳入歳出決算（見込）書抄本

（地方公共団体の名称： 浪江町）

（単位： 円）

歳 入		歳 出		
事 項	金額	事 項	金額	備考
（款）繰入金		（款）浪江町帰還環境整備交付金基金		
（項）基金繰入金		（項）浪江町帰還環境整備交付金基金		
（目）浪江町帰還環境整備交付金基金繰入金		（目）浪江町帰還環境整備交付金基金		
（節）浪江町帰還環境整備交付金基金繰入金		（節）浪江町帰還環境整備交付金基金		
（当該事業分）	4, 847, 136, 000	（当該事業分）	4, 847, 136, 000	
合 計	4, 847, 136, 000	合 計	4, 847, 136, 000	